

規定名	変更前	変更後
【普通預金規定】	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>なお</u>、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。 ～以下省略～	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし</u>、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。<u>また、他行を支払人および支払地とする手形または小切手は受入れません。</u> ～以下省略～
【つくば総合口座取引規定】	4. (証券類の受入れ) (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>なお</u>、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。 ～以下省略～	4. (証券類の受入れ) (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし</u>、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。<u>また、他行を支払人および支払地とする手形または小切手は受入れません。</u> ～以下省略～
【貯蓄預金規定】	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>なお</u>、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。 ～以下余白～	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし</u>、当店以外の店舗では、小切手、配当金領収証以外の証券類の受入れはいたしません。<u>また、他行を支払人および支払地とする手形または小切手は受入れません。</u> ～以下余白～

規定名	変更前	変更後
【定期預金共通規定 (通帳口・証書口)】	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ～以下省略～	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ～以下省略～
【納税準備預金規定】	2. (証券類等の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます。 ～以下省略～	2. (証券類等の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ～以下省略～
【通知預金規定 (通帳口・証書口)】	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ～以下余白～	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ～以下余白～
【代金取立規定】	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 ～以下省略～	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> ～以下省略～